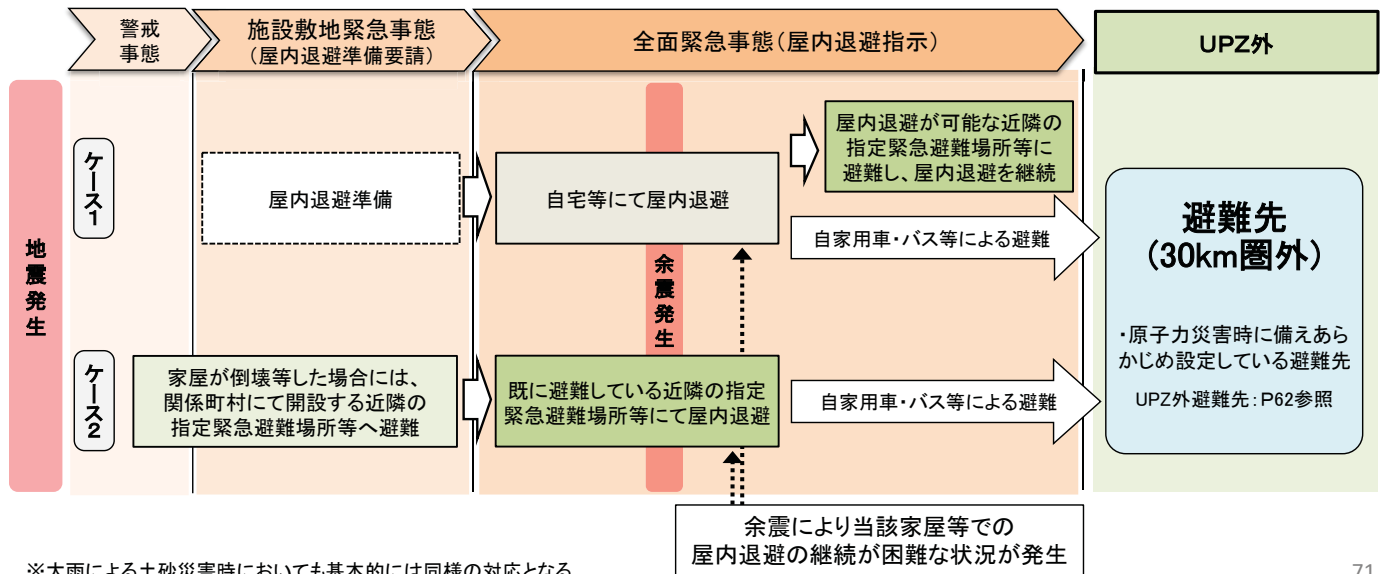


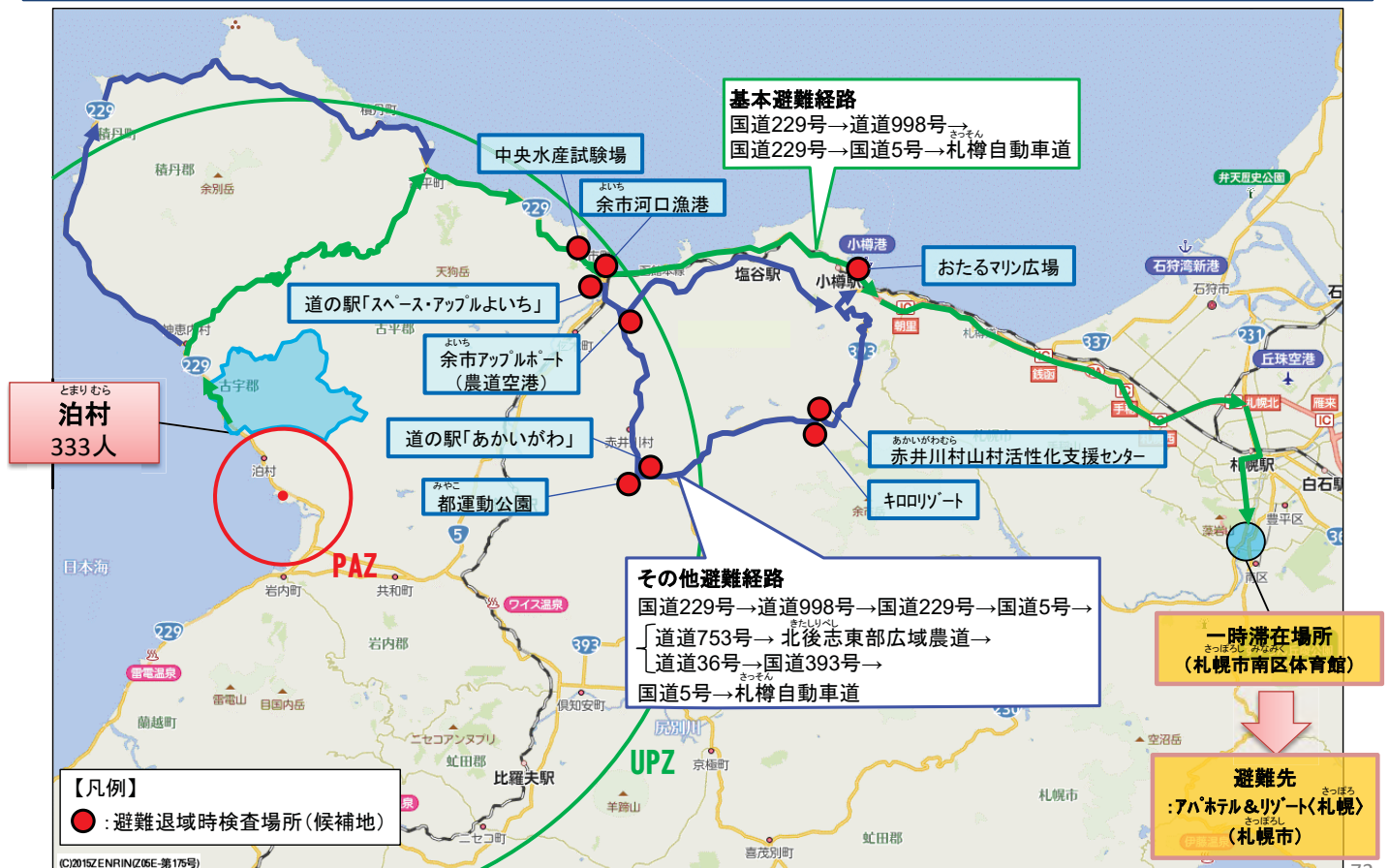
- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係町村にて開設する近隣の指定緊急避難場所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定緊急避難場所等への被害が更に激しくなる等、当該家屋等での屋内退避の継続が困難となる場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係町村にて開設するUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、原子力災害時に備えあらかじめ定められている避難先へ速やかに避難を行う必要がある。このため、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、関係町村独自の判断で避難指示等を行うことが可能。
- また、屋内退避指示中に避難を実施する際には、原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>



泊村におけるUPZ内から一時滞在所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



きょうわちょう  
共和町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



いわないちょう  
岩内町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

